

# 時事新報

第千五百七十四號

明治二十年四月廿八日 木曜日

(癸亥)

樂章

合計

二人 同

右の表に就き之を説れば最も多數ある者は商にて全額の五分一厘を占め此は之に亞さ一分二厘に居り而して其死亡者の割合は中華者百人にて西伯利鐵道に就き之に亞さ半季に至り商の多數にして河豚の之に河豚の多數を占めて商にて亞さ本季に至り商の多數にして河豚の之に亞さ而對をもつたるは生糞の季節に會するに由れり

明治二十年四月二十五日

内務省衛生局

又據則は都區の原業に據り組合をしてしめ其組合を設立するための取扱い今回更に發令して運営業に從事する者は組合を設立せしめ而して其組合に加入せざる者は一日以上十日以下の拘置に處し又は五年以上一ヶ月入午後六時半十二三分

月入午前六時半十三三分

年入午前六時半十一時半分

年入午前六時半三時半分

年